

○岡山市区役所事務分掌規則

平成21年3月31日

市規則第121号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域並びに任務を定める条例（平成20年市条例第71号）第2条及び岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）第1条の規定により設置された区の組織、職制、分掌事務等について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(区役所の組織)

第2条 北区役所に次の表のとおり課、支所、分室、地域センター及び係を置く。

課又は支所	課内室	係
総務・地域振興課	区まちづくり推進室	総務係 建部町B&G海洋センター
市民保険年金課		福祉総務係 証明係 戸籍係 住民記録係 国保年金係
農林水産振興課		総務係 施設土木係
地域整備課		施設管理係 自転車・駐車場係 維持第1係 維持第2係 建設係 維持管理センター
土木農林分室		施設管理係 農林施設土木係 建設工務係 維持係
御津支所	総務民生課 産業建設課	
建部支所	総務民生課 産業建設課	
	一宮地域センター 津高地域センター 高松地域センター 吉備地域センター 足守地域センター	

2 中区役所に次の表のとおり課、地域センター及び係を置く。

課又は支所	課内室	係
-------	-----	---

総務・地域振興課	区まちづくり推進室	総務係
市民保険年金課		福祉総務係 市民係 国保年金係
農林水産振興課		総務係 施設土木係
地域整備課		施設管理係 維持第1係 維持第2係 建設係 維持管理センター
	富山地域センター	

3 東区役所に次の表のとおり課，支所，地域センター及び係を置く。

課又は支所	課内室	係
総務・地域振興課	区まちづくり推進室	総務係 瀬戸町健康福祉の館
市民保険年金課		福祉総務係 市民係 国保年金係
農林水産振興課		総務係 施設係 土木係
地域整備課		施設管理係 維持第1係 維持第2係 建設・ 新拠点係 維持管理センター
瀬戸支所	総務民生課 産業建設課	
	上道地域センター	

4 南区役所に次の表のとおり課，支所，地域センター及び係を置く。

課又は支所	課内室	係
総務・地域振興課	区まちづくり推進室	総務係
市民保険年金課		福祉総務係 市民係 国保年金係
農林水産振興課		総務係 施設係 土木係
地域整備課		施設管理係 維持第1係 維持第2係 建設係 維持管理センター
灘崎支所	総務民生課 産業建設課	
	妹尾地域センター 福田 地域センター 興除地域 センター 藤田地域セン ター 児島地域センター	

(区の職員及び職務)

第3条 区にあつては、区に区長、課に課長、支所に支所長、分室に分室長、センター及び所に所長、館に館長、係に係長並びに室に室長を置く。

2 前項に規定するもののほか、区長代理、参事、支所長代理、課長代理、担当課長、課長補佐、所長補佐、分室長補佐、担当係長、主査、副主査、業務副主査、主任、主事、技師、副主査栄養技師、副主査保健技師、主任保健技師、副主査作業技師、主任作業技師、参事監（再任用）、主幹（再任用）、担当主幹（再任用）、副主幹（再任用）、主査（再任用）、副主査（再任用）、業務副主査（再任用）、主任（再任用）、主任作業技師（再任用）その他必要な職員を置くことができる。

3 区長、課長、支所長、分室長、所長、館長、係長及び室長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 区長代理は、上司の命を受けてその所管事務を掌理するとともに、特定の事項を処理し、2以上の局、室又は区にわたる調整及び区内の調整を図り、職員を指揮監督し、区長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 前項に規定する区長代理のうち、第6条に規定する主管課を所管するものは、上司の命を受けて区長を補佐し、職員を指揮監督し、特定の事項を処理するとともに、2以上の局、室又は区にわたる総合調整及び区内の総合調整を図り、重要事業の進行管理、人事、予算等の総括等を行う。

6 支所長代理は、上司の命を受けてその所管事務を掌理し、職員を指揮監督し、支所長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 担当課長及び担当係長は、上司の命を受けて担当の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

8 課長代理は、上司の命を受けて課長を助け、課長に事故があるときは、その職務を代行し、又は特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

9 課長補佐、所長補佐及び分室長補佐は、上司の命を受けて課長、所長若しくは分室長を補佐し、課長、所長若しくは分室長に事故があるときは、その職務を代行し、又は特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

1 0 参事，主査，副主査，主任，参事監（再任用），主幹（再任用），担当主幹（再任用），副主幹（再任用），主査（再任用），副主査（再任用）及び主任（再任用）は，上司の命を受けて特定の事項を処理し，職員を指揮監督する。

1 1 副主査栄養技師，副主査保健技師，主任保健技師，業務副主査，副主査作業技師，主任作業技師，業務副主査（再任用）及び主任作業技師（再任用）は，上司の命を受けて該当業務に従事するとともに，当該業務について職員を指揮監督する。

1 2 主事及び技師は，上司の命を受けてその事務又は業務に従事する。

1 3 第2項に規定するその他必要な職員は，上司の命を受けて特定の事項を処理し，職員を指揮監督し，上司の命を受けて該当業務に従事するとともに，当該業務について職員を指揮監督し，又は上司の命を受けてその事務若しくは業務に従事する。

（職員の係配属）

第4条 職員（係長相当職以上を除く。）の係配属は課長（支所内の配属は支所長）が定め，文書をもって人事課長に報告しなければならない。

（援助）

第5条 分掌事務が繁劇であつて，なお緊急を要するものがあるときは，各課，係等において互いに援助するものとする。

（区主管課）

第6条 各区における総合調整，重要事業の進行管理，人事，予算等の総括等を行う課（以下「主管課」という。）を各区に置く。

2 主管課は，次のとおりとする。

北区役所総務・地域振興課

中区役所総務・地域振興課

東区役所総務・地域振興課

南区役所総務・地域振興課

（区役所の課，係等の分掌事務）

第7条 第2条各項に規定する区役所の課，係等の分掌事務は，次のとおりとする。

総務・地域振興課

総務係

- (1) 区に係る政策法務の区内調整及び総務法制企画課との連絡調整に関する事。
- (2) 区に係る職員の人事及び組織に関する事。
- (3) 区に係る予算及び決算に関する事。
- (4) 区に係る人材の育成に関する事。
- (5) 公印の管理及び文書の収発、整理、通信その他文書に関する事。
- (6) 国勢調査その他各種統計の実施及び各種統計調査員に関する事。
- (7) 本庁との連絡調整に関する事。
- (8) 支所（中区を除く。）及び地域センターの調整に関する事。
- (9) 備品の管理に関する事。
- (10) 現金出納員、物品出納員等の事務に関する事。
- (11) 各種地域行事の調整に関する事。
- (12) 職員の安全衛生に関する事。
- (13) 電算システム・ネットワークの運用管理に関する事（北区を除く）。
- (14) 財産区に関する事。
- (15) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (16) 地価公示等の普及に関する事。
- (17) 人権擁護委員に関する事。
- (18) 健康危機管理に関する保健所業務への協力に関する事。
- (19) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の苦情処理対応に関する事。
- (20) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (21) 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく公告、縦覧等に関する事。
- (22) 区役所庁舎の維持管理に関する事。
- (23) 区役所庁舎の保守営繕に関する事（北区を除く）。
- (24) 区役所庁舎の秩序維持に関する事（北区を除く）。
- (25) 区役所の電話に関する事（北区を除く）。
- (26) 区役所及び出先機関の公用車の運行の管理に関する事（北区及び支所を除く）。
- (27) 旧福祉文化会館等の土地に関する事（中区に限る）。

- (28) 瀬戸町健康福祉の館に関する事(東区に限る。)
- (29) 西大寺ポケットパーク及び橋梁^{りょう}照明に関する事(東区に限る。)
- (30) 西奉還町イベント広場の維持管理に関する事(北区に限る。)
- (31) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- (32) 区内の連絡調整及び区内他課の主管に属しない事。
- (33) 課内他係の主管に属しない事。

区まちづくり推進室

- (1) 区のまちづくり計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 区の情報発信に関する事。
- (3) 区に係る重要施策の企画、調整及び進行管理に関する事。
- (4) 区に係る危機管理に関する事。
- (5) 地域づくり活動及び地域振興に関する事。
- (6) 地域協力活動による地域活性化に関する事(中区を除く。)
- (7) 広報紙の配布に関する事。
- (8) 町内会等の連絡調整に関する事。
- (9) 市民活動保険の受付に関する事。
- (10) 地域防犯活動団体に関する申込受付及び連絡調整に関する事。
- (11) 防犯連合会への補助金交付及び連絡調整並びに暴力追放運動推進団体との連絡調整に関する事。
- (12) 学区・地区連合町内会補助金の交付に関する事。
- (13) 自治振興報償金の支払に関する事。
- (14) コミュニティハウス未設置学区活動推進助成金の交付に関する事。
- (15) コミュニティハウスの維持管理に関する事。
- (16) 町内会集会所新築、修繕等に関する相談及び補助金交付に関する事。
- (17) コミュニティ活動の推進に関する事。
- (18) 地縁団体の法人化に関する事。
- (19) 安全・安心ネットワークの活動支援及び調整に関する事。
- (20) 相談、広聴等に関する事。

- (2 1) 行政相談及び人権相談に関すること。
- (2 2) 住居表示整備事業に関すること。
- (2 3) 市営墓地の許可等に関すること。
- (2 4) 市営墓地の維持補修に関すること（中区を除く。）。
- (2 5) 地域防犯に関すること。
- (2 6) 各学区及び地区における交通安全意識の普及及び高揚並びに交通安全活動の推進に関すること。
- (2 7) 各学区及び地区における交通安全活動についての関係機関との連絡及び協調に関すること。
- (2 8) 生涯スポーツの振興に関すること（東区に限る。）。
- (2 9) スポーツ団体に関すること（東区に限る。）。
- (3 0) スポーツ施設の管理及び連絡調整に関すること。
- (3 1) 多文化共生社会推進に関すること。
- (3 2) 敬老会補助金の受付の取次ぎに関すること。
- (3 3) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付等に関すること。
- (3 4) 防疫用薬剤の配布に関すること。
- (3 5) 放課後児童クラブ入所の受付の取次ぎに関すること。
- (3 6) 自主的な環境保全活動の推進に関すること。
- (3 7) 家庭ごみ有料化に伴う減免に関すること（北区に限る。）。
- (3 8) 環境衛生協議会等との連絡調整に関すること（東区に限る。）。
- (3 9) 商工観光の諸行事及び催物の実施に関すること（東区に限る。）。
- (4 0) 商工観光振興に関すること。
- (4 1) 観光関連施設の管理運営に関すること（中区を除く。）。
- (4 2) 観光施設の利用促進に関すること（東区に限る。）。
- (4 3) 西大寺観光協会その他の商工観光団体等に関すること（東区に限る。）。
- (4 4) 犬島緊急時渡船事業に関すること（東区に限る。）。
- (4 5) 犬島宝伝間定期船運航事業補助金の支払に関すること（東区に限る。）。
- (4 6) 西大寺「元気な新拠点」に関すること（東区に限る。）。

- (47) 西大寺門前地内環境再生広場の維持管理に関すること（東区に限る。）。
- (48) 海岸清掃に関すること（東区に限る。）。
- (49) 特定中小企業者の認定に関すること。
- (50) 鉱工業に係る調査に関すること。
- (51) 公共交通の利便性向上及び利用促進に関すること。
- (52) 生活交通確保に関すること。

建部町B&G海洋センター（北区に限る。）

- (1) 体育協会，スポーツ少年団その他スポーツ・レクリエーション関係団体に関すること（建部地区に限る。）。
- (2) 各種大会，教室等の運営に関すること（建部地区に限る。）。
- (3) スポーツ施設の管理，修繕，運営及び使用に関すること（建部地区に限る。）。
- (4) スポーツ施設の整備に関すること（建部地区に限る。）。

瀬戸町健康福祉の館（東区に限る。）

- (1) 健康福祉の館の維持管理等に関すること。

市民保険年金課

福祉総務係

- (1) 健康手帳及び予防接種助成券の交付等に関すること。
- (2) 児童手当及び児童扶養手当の受付に関すること。
- (3) 介護保険各種給付及び交付申請の取次ぎに関すること。
- (4) 介護保険料の減免申請の取次ぎに関すること。
- (5) 民生委員の推薦に関すること。
- (6) 災害（小災害を含む。）援助の処理，見舞金等の支給，義援金の受付及びり災証明の発行に関すること。
- (7) 日赤活動資金受付に関すること。
- (8) 戦没者遺族等に対する給付金等の受付及び交付に関すること。
- (9) 後期高齢者医療被保険者の資格の取得又は喪失の受付に関すること。
- (10) 後期高齢者医療資格確認書等の交付に関すること。
- (11) 後期高齢者医療の申請受付に関すること。

(12) 心身障害者医療費，ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の申請受付に関すること。

(13) シルバーカードの交付に関すること。

(14) ほっとパーキングおかやま駐車場利用証の交付に関すること。

(15) 学童校外事故共済見舞金請求書の取次ぎに関すること（北区に限る。）。

(16) 介護保険受給資格証明書等の交付に関すること（北区を除く。）。

(17) おくやみ窓口に関すること。

(18) 市民保険年金課におけるスマート窓口の実施に関すること。

(19) 課内他係の主管に属しないこと。

証明係（北区に限る。）

(1) 船員法（昭和22年法律第100号）の事務に関すること。

(2) 印鑑の登録及び廃止の届出の受付に関すること。

(3) 戸籍等証明書，住民票の写し，印鑑登録証明書及びその他諸証明の交付申請の受付，作成及び交付に関すること。

(4) 刑事罰等照会に関すること。

(5) 市営火葬場使用申請及び埋火葬許可証に関すること。

(6) 自衛官募集に関すること。

(7) 自動車臨時運行許可に関すること。

(8) 旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関すること。

(9) 市民サービスコーナーに関すること。

(10) 郵便局等市民サービス窓口に関すること。

(11) 介護保険受給資格証明書等の交付に関すること。

(12) 郵便等による戸籍等証明書，住民票の写しその他諸証明の請求受付，作成及び交付に関すること。

(13) 課内手数料その他収入金の収納に関すること。

(14) 戸籍，住民基本台帳，印鑑登録等の統計管理に関すること。

(15) 家庭ごみ有料化に伴う減免に関すること。

戸籍係（北区に限る。）

- (1) 戸籍に関する届書，申請書等の受付に関すること。
- (2) 戸籍の記載及び管理に関すること。
- (3) 戸籍事務協議会に関すること。
- (4) 戸籍事件に係る関係官公署への通知及び報告に関すること。
- (5) 刑罰及び身分に関すること。
- (6) 戸籍附票整理に関すること。
- (7) 人口動態調査に関すること。
- (8) その他戸籍事務に関すること。

住民記録係（北区に限る。）

- (1) 公的個人認証及びその統括に関すること。
- (2) 流動人口調査に関すること。
- (3) 住民異動に関する届書，申請書等の受付に関すること。
- (4) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (5) 個人番号カードの交付等に関すること。
- (6) 通知カード及び個人番号通知書の管理に関すること。
- (7) 住民実態調査に関すること。
- (8) その他住民基本台帳事務に関すること。
- (9) 外国人の在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
- (10) 住民異動等に伴う国民健康保険，介護保険及び国民年金の被保険者の資格得喪等の受付に関すること。
- (11) 学齢児童生徒の就学受付に関すること。
- (12) 予防接種手帳の交付に関すること。

市民係（北区を除く。）

- (1) 公的個人認証に関すること。
- (2) 住民異動に関する届書，申請書等の受付に関すること。
- (3) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (4) 個人番号カードの交付等に関すること。
- (5) 通知カード及び個人番号通知書の管理に関すること。

- (6) 住民実態調査に関すること。
- (7) その他住民基本台帳事務に関すること。
- (8) 外国人の在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
- (9) 住民異動等に伴う国民健康保険、介護保険及び国民年金の被保険者の資格得喪等の受付に関すること。
- (10) 学童校外事故共済見舞金請求書の取次ぎに関すること。
- (11) 学齢児童生徒の就学受付に関すること。
- (12) 戸籍に関する届書、申請書等の受付に関すること。
- (13) 戸籍の記載及び管理に関すること。
- (14) 戸籍事務協議会に関すること。
- (15) 戸籍事件に係る関係官公署への通知及び報告に関すること。
- (16) 戸籍附票整理に関すること。
- (17) その他戸籍事務に関すること。
- (18) 刑罰及び身分に関すること。
- (19) 人口動態調査に関すること。
- (20) 印鑑の登録及び廃止の届出の受付に関すること。
- (21) 戸籍等証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書及びその他諸証明の交付申請の受付、作成及び交付に関すること。
- (22) 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の統計管理に関すること。
- (23) 刑事罰等照会に関すること。
- (24) 家庭ごみ有料化に伴う減免に関すること。
- (25) 市営火葬場使用申請及び埋火葬許可証に関すること。
- (26) 自衛官募集に関すること。
- (27) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (28) 旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関すること。
- (29) 市民サービスコーナー（東区を除く。）及び市民サービスセンター（東区に限る。）に関すること。
- (30) 郵便局等市民サービス窓口に関すること。

(3 1) 郵便による戸籍等証明書，住民票の写しその他諸証明の請求受付，作成及び交付に関すること。

(3 2) 課内手数料その他収入金の収納に関すること。

国保年金係

(1) 国民健康保険被保険者の資格の取得又は喪失の届出に関すること。

(2) 国民健康保険資格確認書等の交付に関すること。

(3) 特定疾病療養受療証の交付に関すること。

(4) 療養費，高額療養費，出産育児一時金及び葬祭費の申請の受付及び審査に関すること。

(5) 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請の受付及び交付に関すること。

(6) 第三者行為に基づく損害賠償の求償に係る受付に関すること。

(7) 国民健康保険料の賦課の説明に関すること。

(8) 国民健康保険料の減免申請の受付に関すること。

(9) 国民健康保険料軽減の届書の受付に関すること。

(10) 国民年金被保険者資格得喪等の届書等の受付に関すること。

(11) 国民年金付加保険料の申出書及び届書の受付に関すること。

(12) 国民年金保険料免除，納付猶予及び学生納付特例の届書及び申請書の受付に関すること。

(13) 国民年金の給付に関する請求書等の受付に関すること。

(14) 老齢福祉年金諸届の受付に関すること。

(15) 特別障害給付金請求書等の受付に関すること。

(16) 診療報酬明細書の開示に関すること。

(17) 一部負担金の減免申請の受付に関すること。

農林水産振興課

総務係

(1) 担い手の育成及び確保の推進に関すること。

(2) 農業振興地域整備計画及び農地の有効利用の推進に関すること。

(3) 土地改良区の運営支援に関すること。

- (4) 農林水産事業予算の取りまとめに関する事。
- (5) 地域特性をいかした事業に関する事。
- (6) 地産地消の推進に関する事。
- (7) 農畜産物の生産及び流通の改善並びに販売の促進に関する事。
- (8) 農作物の被害に関する事。
- (9) 環境保全型農業の推進に関する事。
- (10) 畜産振興及び畜産環境改善に関する事。
- (11) 都市住民と農村の交流に関する事。
- (12) 経営所得安定対策に関する事。
- (13) 認定農業者の申請に関する事。
- (14) 利用権設定等促進事業に関する事。
- (15) 内水面漁業の振興に関する事。
- (16) 海面漁業の振興に関する事（北区を除く。）。
- (17) 林業及び林産物の生産の振興に関する事。
- (18) 伐採及び伐採後の造林の届出の受理及び調査に関する事。
- (19) 保安林内の緊急伐採、択伐及び間伐の届出の受理及び調査に関する事。
- (20) 森林の土地の所有者届出の受理に関する事。
- (21) 鳥獣保護に関する事。
- (22) 狩猟及び有害鳥獣対策に関する事。
- (23) 農業農村整備事業の補助金、交付金等に関する事。
- (24) 農業関係イベントに関する事。
- (25) 国営及び県営土地改良事業の負担金等に関する事。
- (26) 中山間地域等直接支払に関する事（北区及び南区に限る。）。
- (27) クラインガルテンの管理運営に関する事（北区に限る。）。
- (28) 地すべり防止区域内における行為の許可等に関する事（北区に限る。）。
- (29) 耕作面積証明書の発行に関する事（北区を除く。）。
- (30) 農業委員会との連絡調整に関する事（北区を除く。）。
- (31) 課内他係の主管に属しない事。

施設土木係（北区及び中区に限る。）

- (1) 市有林及び保安林に関する事。
- (2) 造林に関する事。
- (3) 農林水産業用施設の使用，公用廃止等に関する事。
- (4) 用排水路の運営に関する事。
- (5) 農林水産業用施設の維持管理及び敷地の登記に関する事。
- (6) 農林水産業用施設の不法占用及び放置車両に関する事。
- (7) 水利監督員及び農業水利土木員に関する事。
- (8) 多面的機能支払交付金に関する事。
- (9) 農道及び農業用ため池の維持補修及び改良工事に関する事。
- (10) 治山，林道及び山林緑化に関する事。
- (11) 農林水産業用施設及び農地の災害復旧に関する事。
- (12) 用排水路の特別^{しゅんせつ}浚渫に関する事。
- (13) 土地改良区が施行する工事等の技術援助に関する事。
- (14) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関する事。
- (15) ポンプの運転及び水位の調整に関する事。
- (16) 用排水組合に関する事。
- (17) 都市再生街区基本調査成果の使用及び管理に関する事。
- (18) 地籍調査成果の閲覧及び管理に関する事。
- (19) 用排水路，ポンプ場，樋門等^ひの維持補修及び改良工事に関する事。
- (20) 新堰^{せき}の操作及び管理に関する事（中区に限る。）。
- (21) 農業農村整備事業の計画，調整，実施等に関する事。
- (22) 農業用施設の防災事業に関する事。
- (23) 土地改良事業計画の適否決定及び認可に関する事。

施設係（東区及び南区に限る。）

- (1) 市有林及び保安林に関する事。
- (2) 造林に関する事。
- (3) 農林水産業用施設の使用，公用廃止等に関する事。

- (4) 用排水路の運営に関する事。
- (5) 農林水産業用施設の維持管理及び敷地の登記に関する事。
- (6) 農林水産業用施設の不法占有及び放置車両に関する事。
- (7) 水利監督員及び農業水利土木員に関する事。
- (8) 多面的機能支払交付金に関する事。
- (9) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関する事。
- (10) ポンプの運転及び水位の調整に関する事。
- (11) 用排水組合に関する事。
- (12) 都市再生街区基本調査成果の使用及び管理に関する事。
- (13) 地籍調査成果の閲覧及び管理に関する事。
- (14) 漁港施設及び漁港海岸保全施設の管理に関する事（南区に限る。）。

土木係（東区及び南区に限る。）

- (1) 農道及び農業用ため池の維持補修及び改良工事に関する事。
- (2) 治山、林道及び山林緑化に関する事。
- (3) 農林水産業用施設及び農地の災害復旧に関する事。
- (4) 用排水路の特別浚渫に関する事。
- (5) 土地改良区が施行する工事等の技術援助に関する事。
- (6) 用排水路、ポンプ場、樋門等の維持補修及び改良工事に関する事。
- (7) 農業農村整備事業の計画、調整、実施等に関する事。
- (8) 農業用施設の防災事業に関する事。
- (9) 土地改良事業計画の適否決定及び認可に関する事。
- (10) 漁港背後集落の津波及び高潮被害の予防に関する事（南区に限る。）。
- (11) 漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持補修、新設及び改良工事に関する事（南区に限る。）。
- (12) 漁港施設（基本施設）及び海岸保全施設災害復旧事業に関する事（南区に限る。）。
- (13) 漁業用及び共同利用施設災害復旧事業に関する事（南区に限る。）。

地域整備課

施設管理係

- (1) 道路，河川，港湾（東区及び南区に限る。以下この項において同じ。），公園等の施設の管理に関する事。
- (2) 市道の路線認定，廃止及び変更に関する事。
- (3) 道路の区域決定，区域変更及び供用開始に関する事。
- (4) 道路，農道，河川，水路，公園等の境界設定に関する事。
- (5) 公園緑地等の土地の貸借に関する事。
- (6) 公園緑地等への寄附及び寄贈に関する事。
- (7) 公園遊園地等愛護委員会に関する事。
- (8) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の管理及び運営に関する事（北区を除く。）。
- (9) 道路，河川，港湾，公園等の台帳の調製及び保管に関する事。
- (10) 道路に係る証明に関する事。
- (11) 道路，河川，港湾，公園等の使用及び占用に関する事。
- (12) 公共物使用許可に関する事。
- (13) 道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の承認に関する事。
- (14) 道路管理者の意見聴取に関する事。
- (15) 沿道掘の事前協議に関する事。
- (16) 私道整備補助に関する事。
- (17) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関する事。
- (18) 国所管及び県所管（東区に限る。）の河川施設等の受託に関する事（南区を除く。）。
- (19) 漂流物及び沈没品に関する事。
- (20) 緑化推進の啓発に関する事。
- (21) 保存樹等の管理に関する事。
- (22) 緑化協定等に基づく緑化の保全に関する事。
- (23) 放置自転車対策に関する事（北区を除く。）。
- (24) 自転車の適正利用に係る啓発及び指導に関する事（北区を除く。）。
- (25) 道路，河川，港湾等に関する資料の収集，調査及び統計に関する事。

(26) 水防活動に関する事。

(27) 空き地に係る雑草の除去の指導に関する事。

(28) 課内他係の主管に属しない事。

自転車・駐車場係（北区に限る。）

(1) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の管理及び運営に関する事。

(2) 放置自転車対策に関する事。

(3) 自転車の適正利用に係る啓発及び指導に関する事。

(4) 水防活動に関する事。

維持第1係及び維持第2係

(1) 道路、河川、港湾（東区及び南区の地域整備課維持第1係に限る。以下この項において同じ。）、公園等の維持修繕及び応急処置に関する事。

(2) 道路の側溝、路肩、舗装、橋梁、交通安全施設等の整備に関する事。

(3) 公園緑地、街路樹等のパトロール及び維持管理に関する事。

(4) 道路、河川、港湾、公園等の災害防止に関する事（道路については道路予防保全課が所掌するものを除く。）。

(5) 水防活動に関する事。

(6) 道路、河川、港湾、公園等の災害復旧事業に関する事。

(7) 緑のリサイクルに関する事。

(8) 防疫用薬剤の散布に関する事。

建設係（東区を除く。）

(1) 道路、橋梁等の整備に関する事（西部幹線道路建設課及び東部幹線道路建設課が所掌するものを除く。）。

(2) 河川、港湾（南区に限る。）等の整備に関する事。

(3) 公園緑地等の整備に関する事。

(4) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の整備に関する事。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の調査に関する事。

(6) 砂防法（明治30年法律第29号）に基づく調査に関する事。

(7) 地すべり防止区域の調査に関する事。

(8) 公共空地等の緑化整備及び援助に関すること。

(9) 水防活動に関すること。

建設・新拠点係（東区に限る。）

(1) 道路, 橋梁等の整備に関すること(東部幹線道路建設課が所掌するものを除く。)

(2) 河川, 港湾等の整備に関すること。

(3) 公園緑地等の整備に関すること。

(4) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の整備に関すること。

(5) 急傾斜地崩壊危険区域の調査に関すること。

(6) 砂防法に基づく調査に関すること。

(7) 地すべり防止区域の調査に関すること。

(8) 公共空地等の緑化整備及び援助に関すること。

(9) 新産業ゾーン内の道路, 緑地, 調整池等に係る整備に関すること。

(10) 新産業ゾーン内の公共公益施設予定地(多目的広場)の用地取得及び造成に関すること。

(11) 新産業ゾーン内の公共土木施設(未帰属施設)の財産管理及び維持管理に関すること。

(12) 水防活動に関すること。

維持管理センター

(1) 道路のパトロールに関すること。

(2) 道路の維持及び舗装路面の穴埋めに関すること。

(3) 交通安全施設の応急処置, 地下道の点検等に関すること。

(4) その他交通安全上必要な処置に関すること。

(5) こどもの森の管理運営に関すること(北区に限る。)

(6) 水防活動に関すること。

土木農林分室(北区に限る。)

施設管理係

(1) 道路, 河川, 公園等の施設の管理に関すること。

(2) 市道の路線認定, 廃止及び変更に関すること。

- (3) 道路の区域決定、区域変更及び供用開始に関する事。
- (4) 道路、農道、河川、水路、公園等の境界設定に関する事。
- (5) 公園緑地等の土地の貸借に関する事。
- (6) 公園緑地等への寄附及び寄贈に関する事。
- (7) 公園遊園地等愛護委員会に関する事。
- (8) 道路、河川、公園等の台帳の調製及び保管に関する事。
- (9) 道路に係る証明に関する事。
- (10) 道路、河川、公園等の使用及び占有に関する事。
- (11) 公共物使用許可に関する事。
- (12) 道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の承認に関する事。
- (13) 道路管理者の意見聴取に関する事。
- (14) 沿道掘の事前協議に関する事。
- (15) 私道整備補助に関する事。
- (16) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関する事。
- (17) 急傾斜地等危険箇所の指定状況に関する事。
- (18) 漂流物及び沈没品に関する事。
- (19) 緑化推進の啓発に関する事。
- (20) 保存樹等の管理に関する事。
- (21) 緑化協定等に基づく緑化の保全に関する事。
- (22) 道路、河川等に関する資料の収集、調査及び統計に関する事。
- (23) 市有林及び保安林に関する事。
- (24) 農林水産業用施設の使用、公用廃止等に関する事。
- (25) 用排水路の運営に関する事。
- (26) 農林水産業用施設の維持管理及び敷地の登記に関する事。
- (27) 水利監督員及び農業水利土木員に関する事。
- (28) ポンプの運転及び水位の調整に関する事。
- (29) 用排水組合に関する事。
- (30) 都市再生街区基本調査成果の使用及び管理に関する事。

- (3 1) 地籍調査成果の閲覧及び管理に関すること。
- (3 2) 水防活動に関すること。
- (3 3) 空き地に係る雑草の除去の指導に関すること。
- (3 4) 公園，遊園地等の管理用具の貸与に関すること。
- (3 5) 分室内他係の主管に属しないこと。

農林施設土木係

- (1) 造林に関すること。
- (2) 多面的機能支払交付金に関すること。
- (3) 農道及び農業用ため池の維持補修及び改良工事に関すること。
- (4) 治山，林道及び山林緑化に関すること。
- (5) 農林水産業用施設及び農地の災害復旧に関すること。
- (6) 用排水路の特別浚渫に関すること。
- (7) 土地改良区が施行する工事等の技術援助に関すること。
- (8) 黒谷ダムの維持管理に関すること。
- (9) 用排水路，ポンプ場，樋門等の維持補修及び改良工事に関すること。
- (10) 農業農村整備事業の計画，調整，実施等に関すること。
- (11) 農業用施設の防災事業に関すること。
- (12) 土地改良事業計画の適否決定及び認可に関すること。
- (13) 農道のパトロールに関すること。
- (14) 農道の補修及び舗装路面の穴埋めに関すること。
- (15) 交通安全施設の応急処置に関すること。
- (16) その他交通安全上必要な処置に関すること。
- (17) 水防活動に関すること。
- (18) 狩猟及び有害鳥獣対策受付に関すること。
- (19) 防疫用薬剤の散布及び配布に関すること。

建設工務係

- (1) 道路，橋梁等の整備に関すること（西部幹線道路建設課が所掌するものを除く。）。
- (2) 河川等の整備に関すること。

- (3) 公園緑地等の整備に関する事。
- (4) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の整備に関する事。
- (5) 急傾斜地崩壊危険区域の調査に関する事。
- (6) 砂防法に基づく調査に関する事。
- (7) 地すべり防止区域の調査に関する事。
- (8) 公共空地等の緑化整備及び援助に関する事。
- (9) 緑の基本計画に基づく緑についての指導に関する事。
- (10) 水防活動に関する事。

維持係

- (1) 道路、河川、公園等の維持修繕及び応急処置に関する事。
- (2) 道路の側溝、路肩、舗装、橋梁、交通安全施設等の整備に関する事。
- (3) 公園緑地、街路樹等の維持管理に関する事。
- (4) 道路、河川、公園等の災害防止に関する事（道路については道路予防保全課が所掌するものを除く。）。
- (5) 水防活動に関する事。
- (6) 道路、河川、公園等の災害復旧事業に関する事。
- (7) 緑のリサイクルに関する事。
- (8) 道路のパトロールに関する事。
- (9) 道路の補修及び舗装路面の穴埋めに関する事。
- (10) 交通安全施設の応急処置、地下道の点検等に関する事。
- (11) その他交通安全上必要な処置に関する事。
- (12) 公園緑地等のパトロール及び維持補修に関する事。
- (13) 防疫用薬剤の散布に関する事。

（支所の分掌事務）

第8条 第2条第1項、第3項及び第4項に規定する支所の分掌事務は、次のとおりとする。

支所

総務民生課

- (1) 管内関係諸団体との連絡に関する事。
- (2) 本庁及び他の出先機関との連絡調整に関する事。
- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 公簿書の閲覧に関する事。
- (5) 災害対策本部の支所班に関する事。
- (6) 防災センターの管理に関する事（建部支所に限る。）。
- (7) 各種統計事務における取次ぎに関する事。
- (8) 文書の收受及び発送に関する事。
- (9) 普通財産の管理及び処分に関する事。
- (10) 地価公示等の普及に関する事。
- (11) 庁舎の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (12) 鶴田連絡所に関する事（建部支所に限る。）。
- (13) 瀬戸支所万富サービスコーナーの運営に関する事（瀬戸支所に限る。）。
- (14) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- (15) 自衛官募集に関する事。
- (16) 公用車の管理に関する事。
- (17) 広報紙配布の取次ぎに関する事。
- (18) 地域協力活動による地域活性化に関する事。
- (19) 安全・安心ネットワークの活動支援の取次ぎに関する事。
- (20) バス関係事務の取次ぎに関する事。
- (21) 暴力追放運動の取次ぎに関する事。
- (22) コミュニティハウスの取次ぎに関する事。
- (23) 地縁団体の法人化の取次ぎに関する事。
- (24) 町内会集会所新築、修繕等に関する補助金の取次ぎに関する事。
- (25) 議会を持つ財産区の出納に関する事（建部支所に限る。）。
- (26) 建部支所管内の財産区に関する事（建部支所に限る。）。
- (27) 水力発電施設周辺地域交付金に関する事（建部支所に限る。）。
- (28) ケーブルテレビ施設の管理事務に関する事（建部支所に限る。）。

- (29) 地域情報化に関すること。
- (30) 宇垣コミュニティセンターの管理運営に関すること（御津支所に限る。）。
- (31) 御津ふれあいプラザに関すること（御津支所に限る。）。
- (32) スポーツ施設（御津グランドゴルフ場，承芳ふれあい広場）の管理及び連絡調整に関すること（御津支所に限る。）。
- (33) 行政相談及び人権相談に関すること。
- (34) 市税に係る諸証明，各種申請等の受付に関すること。
- (35) 市税に係る税務相談の取次ぎに関すること。
- (36) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。
- (37) 固定資産税及び都市計画税の閲覧並びに支所管内における固定資産税及び都市計画税の縦覧に関すること。
- (38) 市税その他収入金の収納に関すること。
- (39) 戸籍，住民異動，印鑑等に関する届書の受付，証明及び交付に関すること。
- (40) 個人番号カードの交付等に関すること。
- (41) 通知カードの返納等に関すること。
- (42) 公的個人認証に関すること。
- (43) 旅券発給申請の受理及び旅券の交付に関すること（建部支所及び瀬戸支所に限る。）。
- (44) 外国人の在留関連事務及び特別永住許可事務に係る受付及び交付に関すること。
- (45) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (46) 学齢児童生徒の就学受付に関すること。
- (47) 消費者団体の育成に関すること。
- (48) 交通安全意識の普及高揚に関すること。
- (49) 防犯に関すること。
- (50) 上水道及び簡易給水事業以外の飲用水供給に関すること（建部支所に限る。）。
- (51) 国民健康保険被保険者の資格の取得又は喪失の受付及び認定に関すること。
- (52) 国民健康保険資格確認書等の交付に関すること。
- (53) 療養費，高額療養費，限度額適用・標準負担額減額認定証，出産育児一時金及

び葬祭費の申請の受付に関する事。

- (54) 食事療養標準負担額減額認定証及び差額支給の申請の受付に関する事。
- (55) 国民健康保険料の賦課の説明に関する事。
- (56) 国民健康保険料の減免申請の受付に関する事。
- (57) 国民健康保険料軽減の届書の受付に関する事。
- (58) 国民年金被保険者資格得喪等の届書等の受付に関する事。
- (59) 国民年金付加保険料の申出書及び届書の受付に関する事。
- (60) 国民年金保険料免除、納付猶予及び学生納付特例の届書及び申請書の受付に関する事。
- (61) 国民年金の給付に関する請求書等の受付に関する事。
- (62) 老齢福祉年金諸届の受付に関する事。
- (63) 特別障害給付金請求書等の受付に関する事。
- (64) 防疫用薬剤の配布に関する事。
- (65) 空き地に係る雑草の除去の指導に関する事（瀬戸支所を除く。）。
- (66) 地区衛生組織に関する事。
- (67) 墓地及び埋火葬に関する計画、統計及び調査に関する事。
- (68) 市営墓地の許可等に関する事。
- (69) 市営墓地の維持補修に関する事。
- (70) 市営墓地の使用料及び管理料の徴収に関する事（建部支所を除く。）。
- (71) 市営火葬場使用申請及び埋火葬許可証に関する事。
- (72) し尿及びごみの収集及び処理に関する事。
- (73) し尿及びごみの不法処分等の取締りに関する事。
- (74) し尿及びごみの収集の申込み及び苦情処理に関する事。
- (75) ごみの一部事務組合に関する事（建部支所に限る。）。
- (76) 道路及び生活系排水路の清掃に関する事。
- (77) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (78) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (79) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。

- (80) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (81) 支部社協に関する事（御津支所に限る。）。
- (82) 日赤活動資金募集に関する事。
- (83) 戦没者遺族等に対する給付金等の受付及び交付に関する事。
- (84) 敬老会に関する事。
- (85) 社会福祉募金に関する事。
- (86) 介護保険受給資格証明書等の交付に関する事。
- (87) 介護保険被保険者資格得喪の受付並びに各種給付及び交付申請の取次ぎに関する事。
- (88) 介護保険料の減免申請の取次ぎに関する事。
- (89) 後期高齢者医療被保険者の資格の取得又は喪失の受付に関する事。
- (90) 後期高齢者医療の申請受付に関する事。
- (91) 後期高齢者医療資格確認書等の交付に関する事。
- (92) 子ども医療費の申請受付に関する事。
- (93) 心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の申請受付及び資格認定に関する事。
- (94) 児童手当及び児童扶養手当の受付に関する事。
- (95) シルバーカードの交付に関する事。
- (96) 障害福祉年金に関する事。
- (97) 民生委員の推薦及び地区民生委員児童委員協議会の運営補助に関する事。
- (98) 災害（小災害を含む。）援助の処理，見舞金等の支給，義援金の受付及びり災証明の発行に関する事。
- (99) 一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業に関する事（建部支所に限る。）。
- (100) ほっとパーキングおかやま駐車場利用証の交付に関する事。
- (101) 福祉事務所との連絡調整に関する事。
- (102) 保健所との連絡調整に関する事。
- (103) 新市建設計画事業に関する事（御津支所及び灘崎支所に限る。）。
- (104) 新市基本計画事業に関する事（建部支所及び瀬戸支所に限る。）。

(105) スマート窓口の実施に関する事。

(106) 支所内事務の連絡調整及び他課の主管に属しない事。

産業建設課

(1) 商工業及び中小企業の振興及び育成の諸相談の取次ぎに関する事。

(2) 企業団地の維持管理及び立地に関する事。

(3) 特定中小企業者の認定に関する事。

(4) 商工観光に関する各種資料の収集及び調査に関する事。

(5) 商工観光関係団体に関する事。

(6) 商工観光の諸行事及び催物の実施に関する事。

(7) 郷土特産品及び土産品の周知宣伝に関する事。

(8) 郷土民踊普及事業に関する事。

(9) 観光関連施設の整備及び管理運営に関する事。

(10) 観光施設の利用促進に関する事。

(11) その他商工観光に関する事。

(12) 観光施設の管理運営に関する事（御津支所及び建部支所に限る。）。

(13) 畜産振興及び畜産環境改善に関する事。

(14) 農畜産物の生産及び流通の改善並びに販売の促進に関する事。

(15) 農作物の被害に関する事。

(16) 環境保全型農業の推進に関する事。

(17) 地産地消の推進に関する事。

(18) 担い手の育成及び確保に関する事。

(19) 農業振興地域整備計画及び農地の有効利用に関する事。

(20) 中山間地域等直接支払に関する事。

(21) 林業及び林産物の生産の振興に関する事。

(22) 経営所得安定対策に関する事。

(23) 農業関係イベントに関する事。

(24) 治山、林道及び山林緑化に関する事。

(25) 市有林及び保安林に関する事。

- (26) 造林に関する事。
- (27) 伐採及び伐採後の造林の届出及び調査に関する事。
- (28) 保安林内の緊急伐採、択伐及び間伐の届出受付に関する事。
- (29) 森林の土地の所有者届出の受理に関する事。
- (30) 鳥獣保護に関する事。
- (31) 狩猟及び有害鳥獣対策に関する事。
- (32) 土地改良区の運営支援に関する事。
- (33) 土地改良事業の計画、調整、実施等に関する事。
- (34) 土地改良区が施行する工事の技術援助に関する事。
- (35) 農業用施設の防災事業に関する事。
- (36) 農林水産業用施設及び農地の災害復旧に関する事。
- (37) 農林水産業用施設の使用、公用廃止等に関する事。
- (38) 農林水産業用施設の維持管理及び敷地の登記に関する事。
- (39) 用排水路の運営に関する事。
- (40) ポンプの運転及び水位の調整に関する事。
- (41) 用水組合に関する事（瀬戸支所に限る。）。
- (42) 水利監督員及び農業水利土木員に関する事。
- (43) 多面的機能支払交付金に関する事。
- (44) 地籍調査成果の閲覧及び管理に関する事。
- (45) 用排水路の特別浚渫に関する事。
- (46) 用排水路、ポンプ場、樋門等の維持補修及び改良工事に関する事。
- (47) 農道及び農業用ため池の維持補修及び改良工事に関する事。
- (48) 山村振興に関する事（御津支所及び建部支所に限る。）。
- (49) 内水面漁業に関する事（瀬戸支所を除く。）。
- (50) 農道、用排水路、農業用ため池等の台帳整備に関する事。
- (51) 用排水に関する事。
- (52) 道路、橋梁等の整備に関する事（西部幹線道路建設課、東部幹線道路建設課、東区及び南区の地域整備課並びに土木農林分室が所掌するものを除く。）。

- (53) 河川等の整備に関する事。
- (54) 公園緑地等の整備に関する事。
- (55) 公園緑地等の土地の貸借に関する事。
- (56) 公園緑地等への寄附及び寄贈に関する事。
- (57) 公園遊園地等愛護委員会に関する事。
- (58) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の整備に関する事。
- (59) 市営の駐車場及び自転車等駐車場の管理運営に関する事。
- (60) 急傾斜地崩壊危険区域の調査に関する事。
- (61) 急傾斜地等危険個所の指定状況に関する事。
- (62) 砂防法に基づく調査に関する事。
- (63) 地すべり防止区域の調査に関する事。
- (64) 地すべり防止区域内の制限行為の許可等に関する事（御津支所を除く。）。
- (65) 公共空地等の緑化整備及び援助に関する事。
- (66) 道路、河川、公園事業等に係る用地取得及び登記に関する事（道路については西部幹線道路建設課及び東部幹線道路建設課が所掌するものを除く。）。
- (67) 道路、河川、公園事業等に係る建築物、工作物等の移転及び補償に関する事（道路については西部幹線道路建設課及び東部幹線道路建設課が所掌するものを除く。）。
- (68) 土木事業に係る公有地の売払いに関する事。
- (69) 道路、河川、公園等の施設の管理に関する事。
- (70) 市道の路線認定、廃止及び変更に関する事。
- (71) 道路の区域決定、区域変更及び供用開始に関する事。
- (72) 道路、農道、河川、水路、公園等の境界設定に関する事。
- (73) 道路、河川、公園等の台帳の調製及び保管に関する事。
- (74) 道路に係る証明に関する事。
- (75) 道路、河川、公園等の使用及び占用に関する事。
- (76) その他収入金の収納に関する事。
- (77) 公共物使用許可に関する事。

- (78) 道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の承認に関すること。
- (79) 道路管理者の意見聴取に関すること。
- (80) 沿道掘の事前協議に関すること。
- (81) 私道整備補助に関すること。
- (82) 開発許可申請に伴う公共施設管理者の同意及び協議に関すること。
- (83) 岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例（平成17年市条例第86号）に関すること（御津支所及び建部支所に限る。）。
- (84) 国所管（瀬戸支所に限る。）及び県所管の河川施設等の受託に関すること。
- (85) 漂流物及び沈没品に関すること。
- (86) 緑化推進の啓発に関すること。
- (87) 保存樹等の管理に関すること。
- (88) 緑化協定等に基づく緑化の保全に関すること。
- (89) 放置自転車対策に関すること。
- (90) 自転車の適正利用に係る啓発及び指導に関すること。
- (91) 道路，河川等に関する資料の収集，調査及び統計に関すること。
- (92) 道路，河川，公園等の維持修繕及び応急処置に関すること。
- (93) 道路の側溝，路肩，舗装，橋梁，交通安全施設等の整備に関すること。
- (94) 公園緑地，街路樹等の維持管理に関すること。
- (95) 道路，河川，公園等の災害防止に関すること（道路については道路予防保全課が所掌するものを除く。）。
- (96) 水防活動に関すること。
- (97) 道路，河川，公園等の災害復旧事業に関すること。
- (98) 緑のリサイクルに関すること。
- (99) 街路照明及び公園照明施設の維持管理に関すること。
- (100) 防犯灯に関すること。
- (101) 農業委員会との連絡調整に関すること。
- (102) 耕作面積証明書の発行に関すること（建部支所を除く。）。
- (103) 農村集落活性化施設維持管理に関すること（御津支所及び建部支所に限る。）。

- (104) 温泉管理に関する事（建部支所に限る。）。
- (105) 地域活性化センターの管理に関する事（建部支所に限る。）。
- (106) 中国自然歩道に関する事（建部支所に限る。）。
- (107) 県立自然公園に関する事（建部支所に限る。）。
- (108) たけべの森公園の管理及び運営の協力に関する事（建部支所に限る。）。
- (109) 岡山市サウスヴィレッジの管理及び運営に関する相談及び取次ぎに関する事（灘崎支所に限る。）。
- (110) 新市建設計画事業に関する事（御津支所及び灘崎支所に限る。）。
- (111) 新市基本計画事業に関する事（建部支所及び瀬戸支所に限る。）。
- (112) 管内関係諸団体との連絡に関する事。
- (113) 本庁及び他の出先機関との連絡調整に関する事。
- (114) 防疫用薬剤の散布に関する事。

（地域センターの分掌事務）

第9条 第2条各項に規定する地域センターの分掌事務は、次のとおりとする。

地域センター

- (1) 戸籍、住民異動及び印鑑に関する届書の受付、証明及び交付に関する事。
- (2) 個人番号カードの取次ぎ交付等に関する事。
- (3) 関係諸団体との連絡に関する事。
- (4) 本庁、区役所等との連絡調整に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の管理及び閲覧に関する事。
- (7) 災害対策本部地域センター班に関する事。
- (8) 各種統計事務における取次ぎに関する事。
- (9) 庁舎の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (10) 庁舎の維持管理に係る修繕、委託の入札（見積り）及び請負契約に関する事。
- (11) 地価公示等の普及に関する事。
- (12) 市税の諸証明に関する事。
- (13) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関する事。

- (14) 固定資産税及び都市計画税の閲覧並びに管内における固定資産税及び都市計画税の縦覧（富山地域センター及び福浜地域センターを除く。）に関する事。
- (15) 市税その他収入金の収納に関する事。
- (16) 市営火葬場使用申請及び埋火葬許可証に関する事。
- (17) 外国人の在留関連事務及び特別永住許可事務に係る受付及び交付に関する事。
- (18) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (19) 自衛官募集の取次ぎに関する事。
- (20) 学齢児童生徒の住所異動に伴う転入学の受付に関する事。
- (21) 学童校外事故共済見舞金請求書の取次ぎに関する事。
- (22) 国民健康保険被保険者の資格の取得又は喪失に関する事。
- (23) 国民健康保険資格確認書等の交付に関する事。
- (24) 国民健康保険被保険者の出産育児一時金、葬祭費、療養費、高額療養費及び限度額適用認定並びに食事療養標準負担額減額認定証及び差額支給の受付に関する事。
- (25) 国民健康保険料の産前産後期間に係る保険料軽減届出書の取次ぎに関する事。
- (26) 後期高齢者医療被保険者の資格の取得又は喪失の受付に関する事。
- (27) 後期高齢者医療資格確認書等の交付に関する事。
- (28) 後期高齢者医療の申請受付に関する事。
- (29) 国民年金の被保険者資格得喪届書、免除申請書、給付に関する請求書等の受付に関する事。
- (30) 転出入に係る介護保険被保険者資格の取得又は喪失の受付並びに各種給付及び交付申請の受付に関する事。
- (31) 介護保険受給資格証明書等の交付に関する事。
- (32) 児童手当及び児童扶養手当の受付に関する事。
- (33) 心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の申請受付に関する事。
- (34) シルバーカードの交付に関する事。
- (35) 民生委員の推薦に関する事。
- (36) 戦没者遺族等に対する給付金等の受付及び交付に関する事。

- (37) 共同募金等の受付に関する事。
- (38) 災害(小災害を含む。)援助の処理、見舞金等の支給及び義援金の受付に関する事。
- (39) 日赤活動資金受付に関する事。
- (40) 防疫用薬剤の配布に関する事(富山地域センター及び福浜地域センターを除く。)
- (41) 健康手帳、健康診査無料券、予防接種助成券及び予防接種手帳の交付及び取次ぎに関する事。
- (42) 犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付等に関する事。
- (43) 市営墓地の許可等に関する事。
- (44) 市営墓地の維持補修の取次ぎに関する事(富山地域センター及び福浜地域センターを除く。)
- (45) 市営墓地の維持管理に関する事(富山地域センター及び福浜地域センターを除く。)
- (46) し尿収集申込み及び異動の受付に関する事。
- (47) ごみステーション設置の取次ぎに関する事。
- (48) ごみステーション等設置補助金の取次ぎに関する事。
- (49) 資源回収団体報奨金の取次ぎに関する事。
- (50) 土木及び農林業務の取次ぎ等に関する事。
- (51) 空き地に係る雑草の除去の取次ぎに関する事。
- (52) 地区衛生組織に関する事。
- (53) 美しく快適なまちづくり推進員等への清掃資材の配布に関する事。
- (54) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の苦情の取次ぎに関する事。
- (55) 光化学オキシダント等環境情報の対応に関する事。
- (56) 家庭ごみ有料化に伴う減免並びに支援制度の受付及び処理に関する事。
- (57) 選挙管理委員会との連絡調整に関する事(富山地域センター及び福浜地域センターを除く。)
- (58) 福谷スポーツ広場の使用に関する事(足守地域センターに限る。)

(59) 郡公園の使用に関すること（児島地域センターに限る。）。

(60) スマート窓口の実施に関すること。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 岡山市支所及び出張所処務規則（昭和44年市規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成22年市規則第76号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市規則第157号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年市規則第70号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市規則第8号）

この規則は、平成24年1月22日から施行する。

附 則（平成24年市規則第49号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市規則第113号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市規則第222号）

この規則は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成26年市規則第98号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市規則第109号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市規則第206号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年市規則第97号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市規則第69号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市規則第75号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年市規則第57号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市規則第64号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第50号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市規則第27号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市規則第31号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市規則第56号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年市規則第46号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年市規則第40号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年市規則第20号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。